

令和 6 年 5 月 22 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K02479

研究課題名(和文) 18世紀英国救貧事業の貧困児の生命・健康への配慮にみる家族・性差規範の形成

研究課題名(英文) Family and Gender in Medical Poor Relief in 18th century England

研究代表者

野々村 淑子 (NONOMURA, TOSHIKO)

九州大学・人間環境学研究院・教授

研究者番号：70301330

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、18世紀後半のロンドンにおいて展開された無料産院、貧しい女性たちの自宅出産介助のためのチャリティ(1757年設立)、総合無料診療所(1770設立)等の救貧事業に注目し、その展開過程において、寄付を求める説教等で語られた趣旨や目的、設立趣意書、規則、寄付者への説明のために記された事業報告書、その事業に従事した医者診療記録等により、子どもの健康配慮や、出産に関する医療救済活動が展開した公共圏で形成された家族や性差の規範とそのプロセスを解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的成果は、医療救貧事業の展開のなかで貧困層に扶養主体、養育主体としての家族モデルが浸透する道筋を明らかにしたことである。18世紀イギリスの救貧医療への公的関心は、家族の代替としての医療ネットワークとしての機能としての意義が注目されてきた。しかし、川田昇が救貧行政を軸に指摘したように、18世紀において貧困層の子どもの養育に際する親役割は前提とできるほど当然のものではなかった。本研究は、博愛団体、救貧事業団体を軸に貧困層家族の規範化プロセス解明と共に、子どもや出産に関わる保護、救済、福祉を語る際の家族役割の前提や本質主義に再考を迫り、そのような思考を歴史化するという社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This study aims to clear the process of modernization of poor family through the dispensary movement, which flourish in 18th century London. Practitioner, midwives, man-midwives, and philanthropists endeavored to save and cure the poor, and to help the delivery of the poor.

Proposals, accounts, annual reports, rules, memories, sermons, of the charities (Charity for Attending and Delivering poor Married Women in their Lying-in at their respective Habitations, 1757 ~ General Dispensary in London, 1770-) reveals the family norms, modern parent's roles, they forced the poor in exchange for the relief or cure.

研究分野：教育史研究

キーワード：貧困層 救貧医療 近代家族 子ども医療 出産 無料診療所

## 1. 研究開始当初の背景

18 世紀イギリスにおける子どもの健康、特に貧困層への公的関心の高まりについては、子どもを対象とした救済史、保護史、救貧史、福祉史、医療史等の研究分野において進められてきた。特に A.レヴィンによる研究が代表的である(Levene, A. *Childcare, Health and Mortality at the London Foundling Hospital 1741-1800*, 2007; ‘Children, Childhood and the Workhouse: St. Marylebone, 1769-1781’, *The London Journal* 33-1, 2008; ‘Child Patients, Hospitals and the Home in Eighteenth-Century England’, *Family & Community History* 15-1, 2012; ‘Reporting Dirt and Disease: Child Ill-Health in Seventeenth and Eighteenth-Century England’, *Journal of Literature and Science* 6-1, 2013, etc.)。レヴィンは、これらの救貧事業、施設が、家族の代わりに子どもの健康管理を担う医療ネットワークとして機能したとして、その実態を明らかにした。つまり、子どもの健康管理を本来的に担うのは家族である、という前提のもと、それが困難な子どもへの医療ケアへの社会的関心にアプローチしているのである。

しかし、18 世紀イギリスの救貧法を軸にした親権法史研究(川田昇『イギリス親権法史—救貧法政策の展開を軸にして—』1997年)によれば、18 世紀において貧困層の子どもの養育に際する親役割は前提とできるほど当然のものではなかったという。川田は、レヴィンも対象としているロンドン・ファウンディング・ホスピタルの代表であり、この時期の子どもを対象とした慈善事業を先導した J.ハンウェイによる救貧法幼児の処遇について委託収養に関する法、あるいは R.マルサス等による救貧法批判などを通じて、救貧法において‘家族’が、徐々に承認されていったプロセスを丁寧に跡付けた。貧困家族(親)が子どもの養育主体、扶養主体として、立法の前提とされるようになったのは、18 世紀の救貧法対象貧民の削減を目的とした、救済事業の条件等としての様々な対策を通してであったということである。著名なスピーナムランド法(労働者階層の家族賃金制度)が開始後まもなく頓挫したことは、家族役割についての意識が、労働者階層に共有されていなかったことの証左であるといわれる。

## 2. 研究の目的

上記(1)の研究背景を踏まえ、本研究は、18 世紀後半のロンドンにおいて、子どもの健康配慮や、出産に関する医療救済活動が展開した公共圏で形成された家族や性差の規範とそのプロセスを解明する。換言すれば、近代家族の子産み、子育て像が、貧困層において規範化された経緯を明らかにすることである。

## 3. 研究の方法

上記の研究目的を達成すべく、今回は、1770 年代以降のイギリスに数多く設立された無料診療所、無料産院、産婦在宅救済活動等のフィランソロピ団体の設立、運営の経緯、そのなかで医療救済の対象である貧困層に要請された条件やモラル、診察や治療を通して形成された(されることを要請された)意識や態度等を明らかにする。

T.ラカーによる研究(『セックスの発明—性差の観念史と解剖学のアポリアー』(1998、原著 1990))以降のジェンダー史研究をふまえると、近代社会の原理として機能するツーセックス・モデル(身体によって人間が男女に二分されるとする見方)は、まさに身体への科学的な接近によって成立したとされている。本研究は、その経緯と具体を明らかにすることによって、家族、性差の規範の形成プロセスを明らかにするところが、方法的特徴であり、独自性である。

貧困層への保護や救済の軌跡や、それによる結果を解明することが目的なのではない。むしろ、保護や救済の名のもとに、彼らに求められた行動様式、病児への対応、出産に際する態度、心構え等から、貧困層において近代家族像が規範化される様相を浮き彫りにする。

## 4. 研究成果

今回の研究は、「家族による子どもの健康管理のはじまり—イギリス初の貧困児向け無料診療所(一七六九～一七八一)—」小山静子、小玉亮子編著、比較家族史学会監修『家族研究の最前線 子どもと教育—近代家族というアリーナー』(2018)が元となっている。

貧困層の生や健康に関する意識や行動様式への関与として、19 世紀の公衆衛生政策の先駆けとして、18 世紀、1770 年代以降に活発化した無料診療所(Dispensary Movement)を位置付けたのがラウドンである(Loudon, ‘The Origins and Growth of the Dispensary Movement in England,’ *Bulletin of the History of Medicine* 55, 1981)。

上記のイギリス初の貧困児向けの無料診療所は、設立者アームストロングの個人的努力にもかかわらず資金(寄付金)不足により、頓挫する。その後、貧困児向け医療事業は、19 世紀半ばまで着手されなかった。寄付が集まらなかったということは、子どもに特化した救貧医療の社会

の必要性や効用が、社会的に認知されていなかったことがわかる。

その一方で、出産に関する救貧医療、無料産院は、18世紀初頭より徐々に拡大していた。それは、スメリ等の医師（男性産婆）が、それまで女性産婆の領域であった通常分娩の世界に参入しようとしていたことと連動する。拒否反応、抵抗が少なく、実験や解剖等の実習を可能としたのが、貧困層への救貧医療の場であったことは、A. ウィルソンの研究（A. Wilson, *The Making of Man-Midwifery: Childbirth in England, 1660-1770*, 1995）等によって、そして無料産院については、B. クロクソンや L. コディの研究（B. Croxson, 'The Foundation and Evolution of the Middlesex Hospital's Lying-In Service, 1745-86', *Social History of Medicine*, Vol.14, No. 1, pp.27-57, 2001; L. F. Cody, 'Living and Dying in Georgian London's Lying-In Hospitals', *Bulletin of the History of Medicine*, Summer 2004; ）に詳しい。

まずは、そのような動きのなかで、産婆を貧困層の居住地に訪問させ、在宅での出産を無料で介助する救済事業を展開した組織に着目した。1757年3月に設立された「貧しい女性たちの自宅出産介助のためのチャリティ（Charity for Attending and Delivering poor Married Women in their Lying-in at their respective Habitations）」における出産介助、産前産後の診療、事業運営の組織が整備されていく過程を、その報告書や寄付を呼び掛けた説教等の史料により、救貧対象者である貧民女性の家族生活、夫や子どもとの関わり方に関する当時の語られ方を明らかにした。医療救済事業としての産科ホスピタルは、男性医師（男性産婆）の主導と、彼らの普通分娩への接近を可能にしたとされる。在宅出産チャリティは、その体制を温存した形で、しかし施設や設備や、スタッフ雇用の費用を節約することのできる有益な方法だった。出産件数と寄付者数を劇的に増加させるとともに、その寄付を呼び掛けるなかで、貧民が自宅で出産することのメリットが強調されることになる。

貧民が労働に励むことが、国家の富と幸福を支えるのである、という論理のもとで、貧民の人口に直結する出産を、とりわけて自宅で出産を支援することによる夫や子どもへの利点が語られることになる。悲惨や、困窮といった言葉で貧民の生活を描写しつつ、彼らが家族の愛や絆を求める存在と認めること自体を人道的であるとしながら、救済事業の正当性を説得していくのである。その家族の愛や絆とは、夫の仕事を支えるために、あるいは夫の浪費を防ぐために家において家事に勤しむ妻のあり方であり、子どもに心を配る母のあり方であり、親の窮状を眼にしてその安寧のために自らチャリティの仕事を手伝い、将来の慈善事業の担い手となる子どものあり方であった。

貧民の国家への従属が救済の基盤であるとし、貧民に家族への義務と愛情、寄付者への感謝を課していこう、と寄付者たちに呼びかける。その言葉からは、貧民の家族意識なるものが、自生的ではなく貧民救済の前提として課されていくさまをみてとることができるだろう。高揚した人道主義によって、救済法上「児童の保護機関としての家族の承認」（川田、前掲書）がなされたとされる18世紀中葉に、貧民を対象とした在宅出産チャリティの具体的な事業展開のなかで、いわば強いられるかたちで貧民の望ましい家族生活が、富者に対して、彼らの救済する正当性を強調し、寄付を呼びかける言葉として語られた。以上の成果は、「18世紀ロンドンの在宅出産チャリティにみる家族モラル」『九州大学大学院教育学研究紀要』第23巻（通巻第66集）2021年、1-17頁において公表した。

次に、上記の在宅出産と同様、訪問医療の形で貧困層の健康管理に着手し、無料診療所運動を先導した医師レットサム（Lettsom, John Coakley, 1744-1815）によって1770年に設立された総合無料診療所（General Dispensary in London）について、その訪問診療初期の活動記録（*Medical Memoirs of the General Dispensary in London, for part of the Years 1773-1774*, 1774）を分析した。ケースの記載形式が統一されておらず、氏名や続柄の誤記もあるが、患者たちの居住環境の実態、それによる感染や症状、処方や治癒の経緯、患者への指示等が患者毎に記録されている。親と子どもといった同居家族との関係性、相互のケアについての言及は殆ど見当たらない。レットサムにとって家族は訪問医療によって症例を集める際の単位になっていたことは確かであるが、それ以上の関係性や行動規範を家族という単位に求めていたのだろうか。この研究は未だ途上であるが、今後究明を続けていきたいと考えている。途中経過ではあるが、「18世紀ロンドンの訪問医療と貧民家族」として『家族と病』法律文化社、2024年刊行予定の書籍のコラムに投稿済みである。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 野々村淑子	4. 巻 23（通巻第66集）
2. 論文標題 18世紀ロンドンの在宅出産チャリティにみる家族モラル	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大学院教育学研究紀要	6. 最初と最後の頁 1～17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------